

# 新規上場申請のための四半期報告書

note株式会社

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための四半期報告書

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿

**【提出日】** 2022年11月17日

**【四半期会計期間】** 第11期第3四半期（自 2022年6月1日 至 2022年8月31日）

**【会社名】** note株式会社

**【英訳名】** note inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役CEO 加藤 貞顕

**【本店の所在の場所】** 東京都港区北青山三丁目1番2号

**【電話番号】** 050-1751-2329

**【事務連絡者氏名】** 取締役CFO 鹿島 幸裕

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区北青山三丁目1番2号

**【電話番号】** 050-1751-2329

**【事務連絡者氏名】** 取締役CFO 鹿島 幸裕

# 目次

	頁
第一部【企業情報】 .....	1
第1【企業の概況】 .....	1
1【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2【事業の内容】 .....	2
第2【事業の状況】 .....	3
1【事業等のリスク】 .....	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
3【経営上の重要な契約等】 .....	4
第3【提出会社の状況】 .....	5
1【株式等の状況】 .....	5
2【役員の状況】 .....	7
第4【経理の状況】 .....	8
1【四半期財務諸表】 .....	9
2【その他】 .....	15
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....	16
四半期レビュー報告書 .....	17

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第3四半期 累計期間
会計期間		自 2021年12月1日 至 2022年8月31日
売上高	(千円)	1,729,175
経常損失(△)	(千円)	△521,829
四半期純損失(△)	(千円)	△523,880
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—
資本金	(千円)	1,100,070
発行済株式総数	(株)	29,235,800
純資産額	(千円)	2,050,369
総資産額	(千円)	3,452,302
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△37.11
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	—
1株当たり配当額	(円)	—
自己資本比率	(%)	59.4

回次		第11期 第3四半期 会計期間
会計期間		自 2022年6月1日 至 2022年8月31日
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△13.69

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、第10期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第10期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第11期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものです。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

#### （1）財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大や米国の金利引き上げなどの影響などを受けて、先行きが不透明な状況が継続しています。IT環境においては、スマートフォンアプリ等を通じての個人間取引や継続的に消費者からサービスの対価を受け取るサブスクリプション型ビジネス、インターネット上でサービスを提供するSaaSのトレンドが引き続き拡大しています。

このような状況の下、当社は、note事業（クリエイターがユーザーとコミュニケーションをとりながらデジタルコンテンツを創作・公開・販売できるプラットフォームの「note」の運営）、note pro事業（法人向け情報発信プラットフォーム（SaaS）の「note pro」の運営）、法人向けサービス事業（「note」上での企業協賛型コンテストの実施など）を主要な事業として展開してまいりました。「note」は新型コロナウイルス感染症の対策のために消費者の行動が変容し、オンラインコンテンツの消費時間が増加した影響を受けて前期から継続してユーザー数が増加しており、2022年8月末時点で会員登録者数は550万人を突破しております。一方、2022年8月単月の流通金額は929百万円（前年同月比138.5%）となり、新型コロナウイルス感染症の行動規制が緩和した影響で一時期の急成長は一服しておりますが、引き続き高水準で推移しています。また、「note pro」については、noteのサービス成長に伴う企業からの認知度向上により順調に契約数を伸ばしており、2022年8月末時点で有料アカウント数は560を超えています。法人向けサービス事業として実施している「noteコンテスト」については、2022年8月末時点で68,740千円の売上を計上しております。

以上の結果、当第3四半期の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

#### ① 経営成績

当第3四半期累計期間の売上高は1,729,175千円となりました。内訳は、note売上高1,354,175千円、note pro売上高223,684千円、法人向けサービス売上高84,933千円、その他売上高66,382千円です。一方、自社サービスを拡大するため人材採用やプロダクトの開発コストが先行した結果、営業損失は514,489千円、経常損失は521,829千円、四半期純損失は523,880千円となりました。

なお、当社はメディアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### ② 財政状況

当第3四半期会計期間末における財政状況は以下のとおりです。

##### （資産）

流動資産は前事業年度末に比べ1,690,977千円増加し、3,323,449千円となりました。これは主に、第三者割当増資などにより現金及び預金が1,506,930千円、「note」のGMVの伸長などにより未収入金が176,477千円増加したことなどによりです。

固定資産は前事業年度末に比べ10,709千円増加し、128,853千円となりました。これは主に、事業用PCの取得などにより有形固定資産が8,153千円増加したことなどによりです。

この結果、資産合計は前事業年度末に比べ1,701,687千円増加し、3,452,302千円となりました。

##### （負債）

流動負債は、前事業年度末に比べ225,427千円増加し、1,241,932千円となりました。これは主に、「note」の

GMVの伸長などによりクリエイター向けの預り金が増加したため、預り金が182,957千円増加したことなどによります。

固定負債は前事業年度末と同じく160,000千円となりました。

この結果、負債合計は前事業年度末に比べ225,427千円増加し、1,401,932千円となりました。

(純資産)

純資産は、前事業年度末に比べ1,476,259千円増加し、2,050,369千円となりました。これは、四半期純損失の計上により利益剰余金が523,880千円減少した一方で、第三者割当増資により資本金が1,000,070千円、資本剰余金が1,000,070千円増加したことによります。

以上により当第3四半期会計期間末の自己資本比率は59.4%となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において新たに発生した優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	54,300,000
A種優先株式	22,160,000
B種優先株式	6,664,800
C種優先株式	16,780,800
D種優先株式	6,560,000
E種優先株式	777,600
F種優先株式	1,940,000
計	109,183,200

(注) 2022年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部変更を行い、2022年9月6日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式について2株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、普通株式の発行可能株式総数は54,591,600株となりました。

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (2022年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年11月17日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	29,235,800	14,617,900	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。(注) 1, 2
計	29,235,800	14,617,900	—	—

(注) 1. 2022年8月22日開催の取締役会決議及び2022年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合されたことを受け、同日付けで発行済株式総数は14,617,900株となっております。

2. 2022年9月6日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年8月26日 (注) 1	普通株式 15,175,800	普通株式 29,235,800 A種優先株式 5,540,000 B種優先株式 1,666,200 C種優先株式 4,195,200 D種優先株式 1,640,000 E種優先株式 194,400 F種優先株式 1,940,000	—	1,100,070	—	2,109,955
2022年8月29日 (注) 2	A種優先株式 △5,540,000 B種優先株式 △1,666,200 C種優先株式 △4,195,200 D種優先株式 △1,640,000 E種優先株式 △194,400 F種優先株式 △1,940,000	普通株式 29,235,800	—	1,100,070	—	2,109,955

- (注) 1. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年8月26日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。
2. 当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてについて、2022年8月22日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2022年8月29日付で消却しております。なお、当社は、2022年9月6日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 29,235,800	29,235,800	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	29,235,800	—	—
総株主の議決権	—	29,235,800	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年12月1日から2022年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2022年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,379,014
売掛金	136,423
仕掛品	636
未収入金	766,811
その他	40,563
流動資産合計	3,323,449
固定資産	
有形固定資産	31,319
無形固定資産	334
投資その他の資産	97,199
固定資産合計	128,853
資産合計	3,452,302
負債の部	
流動負債	
買掛金	5,057
未払法人税等	19,979
預り金	999,380
その他	217,515
流動負債合計	1,241,932
固定負債	
長期借入金	160,000
固定負債合計	160,000
負債合計	1,401,932
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,100,070
資本剰余金	2,562,103
利益剰余金	△1,611,803
株主資本合計	2,050,369
純資産合計	2,050,369
負債純資産合計	3,452,302

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年8月31日)
売上高	1,729,175
売上原価	173,562
売上総利益	1,555,613
販売費及び一般管理費	2,070,103
営業損失(△)	△514,489
営業外収益	
受取利息	11
違約金収入	6,187
その他	2,390
営業外収益合計	8,590
営業外費用	
支払利息	788
為替差損	8,937
上場関連費用	6,203
営業外費用合計	15,930
経常損失(△)	△521,829
特別損失	
固定資産除却損	25
特別損失合計	25
税引前四半期純損失(△)	△521,855
法人税、住民税及び事業税	2,025
法人税等合計	2,025
四半期純損失(△)	△523,880

## 【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(追加情報)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年8月31日)
減価償却費	13,502千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2021年12月1日 至 2022年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

(第三者割当増資)

当社は、2022年4月21日付で、Image Frame Investment (HK) Limitedより第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金が1,000,070千円、資本準備金が1,000,070千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が1,100,070千円、資本剰余金が2,562,103千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2021年12月1日 至 2022年8月31日）

当社は、メディアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、メディアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、主要なサービスの種類及び取引形態により収益を分解した情報は以下のとおりです。

なお、継続取引とは主にサブスクリプション型の取引で、一定の期間にわたり移転される財又はサービスです。単発取引はそれ以外の取引であり、一時点で移転される財又はサービスです。

当第3四半期累計期間（自 2021年12月1日 至 2022年8月31日）

(単位：千円)

	note	note pro	法人向け サービス	その他（注）	合計
継続取引	334,796	223,684	—	65,432	623,913
単発取引	1,019,379	—	84,933	950	1,105,262
顧客との契約から 生じる収益（合計）	1,354,175	223,684	84,933	66,382	1,729,175
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,354,175	223,684	84,933	66,382	1,729,175

(注) 主なものは、当社が運営するメディアのサービス収入などです。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年8月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△37円11銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△523,880
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△523,880
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	14,118,739
(うちA種優先株式数(株))	2,375,729
(うちB種優先株式数(株))	714,520
(うちC種優先株式数(株))	1,799,036
(うちD種優先株式数(株))	703,284
(うちE種優先株式数(株))	83,364
(うちF種優先株式数(株))	453,138
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第13回新株予約権 新株予約権の数 2,010個 普通株式 201,000株

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
3. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年8月26日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式のすべてについて、2022年8月22日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2022年8月29日付で消却しております。
4. 2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。



(重要な後発事象)

1. 株式併合

当社は、2022年8月22日開催の取締役会において、2022年9月6日開催の臨時株主総会に普通株式の併合に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において、承認可決されました。当該株式併合の内容は次の通りです。

(1) 株式併合の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整するため。

(2) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法・比率

2022年9月6日をもって、2022年9月6日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式（普通株式）について、2株につき1株の割合で併合

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2022年9月6日）	29,235,800株
株式併合により減少する株式数	14,617,900株
株式併合後の発行済株式総数	14,617,900株

(3) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式併合が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2. 資本金の額の減少及び剰余金の処分

当社は、2022年10月12日開催の取締役会において、2022年11月4日開催の臨時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

(1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分について

資本金の額の減少につきましては、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものです。

剰余金の処分につきましては、欠損を填補し、資本構成の是正を図る目的から、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本金の額の減少について

① 減少すべき資本金の額

資本金1,100,070千円のうち1,000,070千円を減少し、100,000千円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 剰余金の処分について

① 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 1,000,070千円

② 減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 1,000,070千円

(4) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ① 取締役会決議日    | 2022年10月12日     |
| ② 臨時株主総会決議日  | 2022年11月4日      |
| ③ 債権者異議申述最終日 | 2022年11月28日（予定） |
| ④ 効力発生日      | 2022年11月29日（予定） |

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月14日

n o t e 株 式 会 社

取締役会 御中

## EY新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

矢部直哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

田中計士

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているnote株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年12月1日から2022年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、note株式会社の2022年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的  
手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において  
一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に  
比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に  
関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期  
財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の  
作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか  
結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期  
レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な  
不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して  
限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期  
レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は  
継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる  
四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかと  
ともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期  
財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が  
認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期  
レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する  
規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び  
阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について  
報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害  
関係はない。

以 上